

参議院大蔵委員会會議録第十一号

昭和三十三年三月七日(金曜日)午後
一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 西川 甚五郎君
小笠原 三三君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
岡崎 眞一君
木暮 武太夫君
左藤 義詮君
塩見 俊二君
宮澤 喜一君
山本 米治君
栗山 良夫君
杉山 昌作君
前田 久吉君

政府委員

大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵省管財局長 賀屋 正雄君
事務局側 常任委員 木村 常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省管財局接 池田 弘君
収貴金屬監理官

○本日の會議に付した案件
○日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三条に基づく行政協定の
実施に伴う關稅法等の臨時特例に関
する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○接收貴金屬等の處理に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)(第二十七
回國會継続)

○委員長(河野謙三君) これより委員
会を開きます。

まず、日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障条約第三条に基づく行政協
定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に
關する法律の一部を改正する法律案を
議題とし、政府委員より提案理由の説
明を聴取します。

○政府委員(白井勇君) ただいま議題
となりました日本国とアメリカ合衆国
との間の安全保障条約第三条に基づく行
政協定の實施に伴う關稅法等の臨時特
例に關する法律の一部を改正する法律
案につきまして、提案の理由を御説明
申し上げます。

この法律案は、合衆國軍隊の構成員
等の用に供するため免稅で輸入された
物品が譲渡された場合における關稅法
等の適正な執行をはかるため、これら
の物品に關する關稅及び内國消費稅
の徵收等に関する規定を整備しようと
するものであります。以下、改正の内
容について簡単に御説明申し上げます。

まず、合衆國軍隊の構成員等が免稅
輸入した物品が譲渡された場合の納稅
義務者につきましては、現行規定によ
りますと、譲受人から申告がなければ
關稅の徵收ができず、また、その後の
転賣者に対する徵稅についても解釈上
疑問の余地があったのであります。こ
れをこの際納稅義務者に関する規定を

整備するとともに、稅關の許可を受け
ないで免稅輸入物品を譲り受けた場合
には、申告を待たずに一方的に告知、
徵稅できることとしようとするもので
あります。

次に、未納稅の譲受物品の處理につ
きましては、從來においては、譲り受
けの申告を指導する以外に法的な強制
方法がなかったため、關稅法規の適正
な執行に支障があったのにかんがみ、
納稅義務のある者がこれらの物品を所
有し、または所持している場合及び法
令の規定により譲り受けの許可をする
ことができない譲受物品を所有し、ま
たは所持している者がある場合には、
これを保稅地域に入れることを強制で
きることにしようとするものであり
ます。

なお、法律改正前に許可を受けない
で譲り受けられた免稅輸入物品につい
ては、原則としてなお従前の例による
こととするが、申告を待たずに徵稅
できる点及び保稅地域への搬入を強制
できる点については改正法の規定を準
用することとしようとするものであり
ます。

以上が、この法律案の提案の理由及
びその概要であります。
何とぞ御審議の上、すみやかに御賛
成下さいますようお願いいたします。

○委員長(河野謙三君) 本案の内容説
明並びに質疑は後日に譲ります。
○委員長(河野謙三君) 次に接收貴金
屬等の處理に関する法律案を議題とい

たします。まず、提出資料について簡
単に御説明願います。

○説明員(池田弘君) 昨日当委員会か
ら資料の要求がございました点、お手
元に差し上げました通りでございます
。この点につきまして簡単に御説明
いたします。

まず第一は、「対日貿易十六原則に
關する極東委員會政策決定」でござい
ます。このうち接收貴金屬に關係のある
分をここに抜き出したわけでござい
ます。それでこの中でCの最初のところ
にありますが「金、銀その他の貴金屬
及び貴石、寶石のストックで明らかに
日本の所有のものとして立証されたもの
は終局的には賠償物件として處理すべき
ものである」ということは、昨日局長
が説明しました際に引用いたしましたの
でございまして、ここでございまして。
た

だ二十二年にこの決定がなされたので
ございまして、ずっと執行機關である
ところの連合國最高司令官は、このよ
うな賠償に充てませんで、講和條約の
発効とともに返してくれたものでござ
います。

次は、「中間賠償計画に關するポー
ー大使聲明」でございまして。これは
二十年十二月七日に大統領に勧告した
ものでございまして、この九にこのよ
うに書いてありますが、「この貴金屬
の船舶送は、」シッピングは「後日そ
れを占領費の支払いに使用するが、輸
入品のために使用するが、賠償のため
に使用するが又は返還するかについて
の決定に対して何等の影響を及ぼすも

のではない。」この点がきのう局長の
説明の中で引用したものでございま
す。この当時におきましてその処分
方法につきましては、まだ方針がき
まっていなかったようでございまして。

次は三に「戦時中日本所有の貴金屬
及びダイヤモンドの蓄積の管理解除に
ついて」このメモランダムは講和條約
の発効に伴いまして、連合國占領軍が
接收いたしました貴金屬等を日本政府
に解除いたしましたときのメモランダ
ムでございまして。それで特に二に「上
記一項参照覚書の趣旨のうちに含まれ
るすべての財産は」接收貴金屬でござ
いまして「平和條約の発効とともに連
合國最高司令官のすべての管理から解
除されることとなるので、貴省は平和
條約發効後、裁判により確定された私
人の利益を調査し補償する計画及び私
人所有の財産であることが判明した個
個の物件を返還する計画を立てること
を認められる。」こういうように私人
所有の財産であるものは返還する計画
を立ててよろしいと、こういうメモラ
ンダムをつけて日本政府に接收貴金屬
を引き渡してきたのであります。その
メモランダムをこへつけました。

それから次に四は「陸戦ノ法規慣例
ニ關スル條約」、これはいわゆるハーグ
の陸戦法規と呼ばれておるものでござ
いまして、これが交戦國におきまして
この軍隊の行動につきまして取りき
められました國際條約でございまして
、昨日の御要求によりまして出した
ものでございまして。それでその中でま

あ特に接收金属に關係いたしますのは、この次のページをめくっていただきます。『条約附屬書、陸戦ノ法規慣例ニ關スル規則』というのがございます。第一款には「交戦者」のこと。第二款では「戦闘」のこと。第三款では「敵國ノ領土ニ於ケル軍ノ權力」というの第三款におきまして四十二条以下いろいろなことが書いてあるわけでございます。それで特に第四十六條におきまして「家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ之ヲ尊重スヘシ、私有財産ハ之ヲ没収スルコトヲ得ス」それから四十七條には「掠奪ハ之ヲ嚴禁ス」ということになっておりまして、敵國の領土における軍隊の權力をいたしまして私有財産を没収してはならないということがここでもあまきまきっているわけでございます。それで講和条約の発効とともに接收金属は返してくれたわけでございます。没収はされなかつたわけでございますが、これについての關係條文は四十六條、四十七條ということになります。それからめぐっていただきます。五十三條であります。私有財産は没収してはならないのでございまして、國有の財産につきましても押収することが國際法上認められているわけでございます。五十三條には「一地方ヲ占領シタル軍ハ國ノ所有ニ屬スル現金、基金及有價証券、」まあいろいろ書いてございまして「其の他總テ作戰動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有財産ノ外之ヲ押収スルコトヲ得ス」逆に國有財産はこういう作戰動作に供するためには押収することができわけでございます。まあおもところはこの法規で四十六條、四十七條、五十

三条でございます。

それから次は「連合國占領軍が処分した貴金屬等の調」というのでございまして、

まず第一に、連合國占領軍は米國內におきまして白金を処分いたしました。そのかわりに代償の金とドル預金を日本政府に引き渡してきたのでございまして、その数量は白金三トン五百六十八キログラム、これは総量でございますが、これだけを米國內で売り払ったわけでございます。そうしてそのかわりに金六十トン六百キログラムとドル預金五万九千ドルを代償としてわが國によこしてあります。

○委員長(河野謙三君) お断わりしましたように、簡単に一つ御説明願います。

○説明員(池田中弘君) それから次は第八軍中央購買局における処分、金銀ここにあげました数量、そのかわりにこれだけのドルを引き渡してきたという資料でございます。それから三番目はイヤマーク金をタイ、フランス、中国、イタリアなどに返還いたしました。その数量をここに掲げました。

それから次は、めぐっていただきます。『占領軍が略奪品と認めたものの返還』の数量でございます。英國、オランダ、それから中国、フランス、フィリピン、國別に分けまして品目、個數、數量、ここに掲げた通りのものがそれぞれ連合國占領軍が被略奪品と認めたものところへ返還になっております。

それから次は、「貴金屬の價格の推移」でございます。金、銀、白金につきまして單價の違ったことにずつと書いてございます。で、備考にも書きま

したように、三十一年一月前の分は政府の買上價格でございます。ただし二十年八月十五日の白金の價格だけは旧金屬配給統制株式会社の白金の買受け許可價格でございます。それから注2にも書いてあるような價格をとっておるわけでございます。

それから次は「社会党の修正案」でございます。ここに原文をそのまま載せております。

それから次は「行政監察特別委員會の接收貴金屬等調査の際問題となつた事例調」というのを載せてあります。

(8)まで。交易官團におけるダイヤモンド詰めかえの件、それから行政監察特別委員會の接收貴金屬等調査の際問題となつた事件、おもなものをここに八つばかりあげてございます。これは標題にあります通り行政監察特別委員會で取り上げられました問題でございます。その趣旨を簡単に書いたものでございます。

それから最後に「接收貴金屬等に関する陳情」、どういふ陳情が大蔵省にあったかというこの調でございます。年月日と陳情者名とそれから内容、備考というふうな分類に分けて、ここに一覧表を掲げたものでございます。

以上で御説明を終らせていただきます。

○委員長(河野謙三君) 質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○杉山昌作君 この法律の前に、接收貴金屬の數量等の報告に関する法律がありまして、あれでいろいろ民間等から報告が来ているでしょうが、その報告されたものと、それから現在あるものとの突き合せというのですか、大

体どんなふうですか。非常に報告はたくさん来たけれども、それだけ現品がないというのか、それとも現品が余るというに報告が少いというのですか。そのこの突き合せの状況はどうなっておりますか。

○説明員(池田中弘君) 二十七年に接收貴金屬等の數量等に関する法律によりまして、接收をされました貴金屬の報告を徴したわけでございます。それでその内容はこちらで整理してございまして、いろいろ重複したものがございますけれども、また單位を間違えておるものがありまして、またその重量は記載しないで個數だけ書いてあるというような關係がございましたのでございまして、その後いろいろ照会などをしていまして大体集計してみますという、現在保管している貴金屬よりも少し足りない程度になるのじやないかと思ひます。もちろんこれはこの法案が通りまして曉におきまして、接收貴金屬等處理審議會の議決に基づきまして、何を接收されたかということをして、認定した上でないとはっきりしない問題なのでございますけれども、それからまた物の種類によりましてその不足率というのとは違つてございまして、しかし報告のあるだけ完全にはないというふうな状況でございます。

○委員長(河野謙三君) ちょっと待つて下さい。速記をとめて。

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。

○杉山昌作君 そうしますと、先般資料でいただきました接收貴金屬の帰屬が、一般會計のものがどうか、個人のものかどうかというふうなもの、こ

れは大体その報告からこの帰屬をやつたのですか、それとも接收したときの何か書類等があるののございしますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 先ほどの、法律に基づく報告と實際の數量につきましては、管理官から申し上げた通りでございますが、法律に基づき數量を合計いたしますと、昨日私が御説明いたしました金額より若干多いのでございまして、この報告は必ずしも先ほど申しましたように、そのまま全部信用していいというふうにも考えられないのであります。それで實際の返還に当りましては、個々の具體的な一々のケースに當りまして認定という作業を行なつて、ある程度はつきりした証拠資料に基いて返還をするということになるわけでございます。そこでただいまの御質問の、七百三十億と昨日御説明いたしました、これは現に保管しております。合計の金額をこの報告を基礎といたしまして一定の推計を加えまして、民間所有分とその他の分というふうに分けたものでございまして、個々の資料を積み重ねてきた數字ではございません。

○杉山昌作君 そこで民間所有のものなんですがね。私ちょっと疑問に思ふのは、戦争中金なりダイヤモンドなりというものはみんな供出したというふうなことでは出してしまつたのです。大体民間でこういうものを持つていて、ということ、まああまりないはずだということ、考えられるのですがね。これで見ますと四十三億という値段に相当するものが民間が手元に持つていた、持つていたからその占領軍に接收されたわけなんです。その持つていたのは、そういう關係で戦争中供出

第五部 大蔵委員会會議録第十一

ける保管の形態は、個々の貴金屬、た

昭和三十三年三月七日 【參議院】

要する経費につきましては、この民間の

か所得とかいう觀念が出るようなもの

れから財産税法の施行規則等によりさ

して、臨時貴金屬数量等報告令によりまして報告をいたしておりますときには、財産税の賦課を一時猶予いたしまして、接取貴金屬が返還をされたときにかけるといふことになっておりますので、返還されましたときに財産税を一般にかけました二十一年三月三日の時期に基いてかけるといふことで、報告をしておりますときには、当時持っておったと同じように課税されるわけでございます。ただしそういった財産税法とか、施行規則の適用を受けない接取貴金屬におきましては課税の猶予を認めておりません。つまり報告をいたしておらない分につきましては、猶予をいたしませんので、当時課税すべきであつたわけでございますが、現在では五年の時効が経過しておりますので、結局課税の問題は起らない、そういうことになりました。

○小笠原三三男君 それについての意見は後日に譲つて、ただ単に開運してもう一つ質問しますが、そうすると、猶予されておつたものは二十一年当時に遡及し、その当時の時価で課税せられる。そうすると、あなたの言つたこの種の問題で増加価値が生じた、生じないといふことになれば、現品でなく、代価をもつて今回支払われるといふようなことになれば、所得だけはふえたといふことになるのですから、そうすると財産税は当時の時価でかけるが、それを引いた残りの代価については新たな所得として、所得税をおかけになりますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 財産税は一時猶予しておりましたわけでございますので、ほかの財産税を取りましたと同じ標準で、当時の時価でかかる。ただ猶予しておつたにすぎない、こういう考えでございます。ところが実際に帰つて参りました接取貴金屬が、非常にその間値が上つておるといふ場合、それを売り出した際に所得があつたものとして課税する、こういうことになります。

○委員(河野謙三君) ちょっと私から……。杉山委員からの質問に対して、一割というものは保管料相当額であるといふので、その御説明があるありました、それを資料にしてお出し願えますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 提出したいと存じます。

○委員(河野謙三君) それではお願いいたします。

○杉山昌作君 そうしますと、今の小笠原委員との問答でもわかつてきたのですが、かりに個人なら個人ですね、今度ダイヤモンドを将来売却でもしたときには増価が起りますので、そのときに所得をかけるものが、今度そういうような現品でなしに、計算上金で返ってくるようなことがあれば、それはそのときに増価があるといふことになって、所得の計算に入つていく、そういうようなことに理解していいのですか。

○政府委員(賀屋正雄君) その通りでございます。

○杉山昌作君 それから二十一条の開運ですが、回収機関等に対して、その機関が買収した金額等これを交付するといふことですが、その交付金の金額はその当時の買収価格、あるいは保管料とか、手数料といふもの、その当時と今日では貨幣価値はうんと違つていますが、もとの金額そのままをやる

ことになりませんか、どういたしますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 考え方は、その当時回収機関が実際に回収します際に払った代金という考え方でございす。実績のはつきりいたしておりますものはそれをとりまして、不明のものは一定の方法によつて推計をする。それは政令で基準を書くといふことであります。

○杉山昌作君 そうすると、貨幣価値が非常に下つていきますから、結局政府の方は得ということになりましようか。非常に貨幣価値の高い時分の一万円と、貨幣価値の安くなつた今の一万円で、閉鎖機関等は非常にその点で損をするような勘定になるのですが、ただ閉鎖機関は大体国家的なもので、プライベートな利害関係は少いので、いいでしょうけれども、大体こういう機関はその後清算に立ち至つていふでしょうが、その今の資産の……貸借対照表等で、そういうふうなものはやはり昔のままの計算をやつていふのだ、従つて、今度払う交付金もその当時のやつでもつて清算上別に差しつかえが起るというふうな心配はない、こんなことになっていふのですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 政府が負つております義務の限度で返すという意味で、特に補償的な、何と申しますか、その間の値上りを、こういう取次ぎと申しますか、回収の機関に見てやる必要はないのではないかと、こういう考えでございまして、ただいま閉鎖機関になっておりますが、それによつて不都合を生ずるといふことはない見込みでございます。

○宮澤喜一君 開運して、非常にこまかいことですけれども、お答えの御用

意がなければ後日でもよろしいです。政府から、今、杉山委員の質問をされた、小笠原委員のもそうだったと思うのですが、金で返してもらったときに、所得が生ずる。譲渡所得みたいなものが生ずるといふような考え方に近いのだと思うのですが、そうすると、納付金ですね、やはり一割払うのでしうから、これは経費になりますか。

○説明員(池田弘君) 経費には落しませんが、納付金を払つたときには取得価格に加算するだけでございます。そうして売りましたときにそれだけ取得価格がふえますので、それだけ所得の額が減るというふうな計算になります。

○宮澤喜一君 ちょっと私の質問、仕方が悪かつたかもしれないのです。そうである、現品のかわりに金でもらうといふことがあるでしょう。そのときになお一割の納付金は払うのでございましょうから、そうすれば、その納付金の部分だけは所得から控除する。つまり経費になるかというふうな……これは私はそのことが聞きたいのじやなくて、納付金といふものの性格をきちんと、そういうものだとしておきたために何うのです。

○説明員(池田弘君) 現金で返しますときは経費と同様になります。取得価格に加算しまして、それを売つたものとみなしますからして、計算上はそれだけ所得が落ちるわけでございます。

○委員(河野謙三君) 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑があれば質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

三月六日本委員会に左の案件を付託

された。

一、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月二十四日)

一、昭和二十八年年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十九日)

一、漁船再保険特別会における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案(予備審査のための付託は二月六日)

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、夜勤手当等に対する所得税の特例に関する法律案(衆)

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

夜勤手当等に対する所得税の特例に関する法律案

夜勤手当等に対する所得税の特例に関する法律案

個人が、給与の支払者から夜勤手当(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十八条の規定に基いて支給される夜勤手当をいう)又はこれに類する給与で政令で定めるもの(以下「夜勤手当等」と総称する)の支給を受ける場合においては、その夜勤手当等については、所得税を課さない。

ただし、当該夜勤手当の勤務一時間当りの額が、政令で定めるところにより通常の勤務一時間当りの給与額として計算した額の百分の二十五をこえる場合においては、当該夜勤手当のうちそのこえる額の合計額に相当する部分については、この限りでない。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行し、同日以後の支給に係る夜勤手当等について適用する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 協同組合の課税の特例（第五十八条―第六十一条）」を「第四節 協同組合等の課税の特例（第五十八条―第六十一条の二）」に改める。

第三章第四節の節名中「協同組合」を「協同組合等」に改める。

第五十九条第一項中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第三章第四節中第六十一条の次に次の一条を加える。

（労働金庫等の留保所得の非課税）第六十一条の二 労働金庫及び労働金庫連合会が、各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額（当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資の総額の二分の一に相当する金額をこ

える場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く。）については、当該各事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行し、法人の同日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

昭和三十三年三月十一日印刷

昭和三十三年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局